



# e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム (e-Tax) による納付手続は次のとおりです。

## ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

### 1 e-Taxソフト (WEB版) の準備をします。

ご利用になる場合には、利用環境の確認とe-Taxソフト (WEB版) の事前準備セットアップを行ってください。

詳しくは、e-Taxホームページの「e-Taxソフト (WEB版) を利用するに当たって」(<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/e-taxsoftweb1.htm>) をご覧ください。



### 2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出 (送信) が必要です。e-Taxソフト (WEB版) を利用して開始届出書の提出 (送信) を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。



### 3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続 (準備) を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」([https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen\\_nouzei/cashless.htm](https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)) をご覧ください。



「源泉所得税の納税手続」

#### ① ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替) を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方はe-Taxからダイレクト納付利用届出書を提出 (送信) することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Taxでの提出 (送信) の場合は、1週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。

#### ② インターネットバンキングを利用する場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ページ) が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

#### ③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください (利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください。)

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります (決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

#### ④ スマホアプリ納付を利用する場合

インターネットの利用が可能なスマートフォンをご準備ください。

※ 1 納付できる金額は30万円以下となります。

2 事前にPay払い (〇〇ペイ) へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続 (準備) は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

### スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト (SP版) を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



# キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

## 1>> ダイレクト納付



### こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続きをされている方

さらに詳しい情報は  
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

#### 納付方法

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

#### 事前手続

e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。



## 2>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は  
こちら



#### 納付方法

インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

#### 事前手続

インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



## 3>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は  
こちら



#### 納付方法

「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。\*納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

いいね！

イ - ネンチョウ

e-年調

～もう書類は必要ありません～

# 年末調整 手続の電子化

## 年末調整手続の電子化とは・・・

給与所得者（従業員）が給与等の支払者（勤務先）に提出する年末調整に関する申告書をデータにより提出することを言います。控除証明書等もデータにより提出することができます。

## 手続きの流れ（かんたん3ステップ）



※ 控除証明書のデータは、当該控除証明書の発行主体から取得してください。  
年末調整電子化は、勤務先による受け入れ環境の整備が必須となります。環境が整備されているかは、事前に勤務先にご確認ください。

## 電子化のメリット

従業員にとって

- ①マイナポータルを利用して控除証明書を1回の操作でまとめて取得！
- ②控除証明書が申告書に自動転記！
- ③申告書の控除額はソフトで自動計算！
- ④紙での手続き（作成・提出）が不要！

勤務先にとって

- ①申告書様式の入手や配布が不要！
- ②従業員から提出された申告書の控除額や添付書類の確認作業が削減！
- ③提出された申告書の給与システムへの手入力が不要！
- ④申告書（紙）の保管場所が不要！

国税庁では「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。

本リーフレットに関する詳細は国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>



国税庁（法人番号7000012050002）